

養父市農業委員会

第19回会議録

令和3年4月23日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第19回会議録

1. 開催日時 令和3年4月23日(金曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就労研修室

3 議 事

議案第59号 農用地利用集積計画の承認について

議案第60号 非農地証明について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第62号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

議案第63号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

報告事項

報告① 農地の現況転換について

報告② 農地法3条の規定による許可申請について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(13名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹
13番 圓山満			

5. 欠席農業委員(0名)

無し

6. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局：ただ今から、第19回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長：皆さん、こんにちは。今日はとてもいい天気になりました。皆さん、大変公私ともに忙しい中、総会にご出席いただきましてありがとうございます。特に午前中は朝早くからお昼近くまで、今日はたくさん案件がありましたので、現地調査の方に立ち会っていただきました農業委員の皆さん、ありがとうございます。

今日、私は来る時に山を見ますと、紫色の藤の花がきれいに今、咲いておりましたけれど、ちょっと今年は早いかなと思ったりしております。皆さんは兎野高原をご存じでしょうか、私はそこに2年間勤務しておりました、その時に教えてもらったのですけれども、これまで全然知らなかったのですが、タムシバという植物をご存じですか。私は初めて聞いたのですけれども、ちょうどこの春の季節になると、歌がありますが、「コブシ咲く」という、山に白いものがあるのでコブシと思っておりましたら、コブシではなく、ほとんどはタムシバだと教えてもらいました。コブシはモクレン科で、各ご家庭の庭にはモクレンがあつたりすると思うのですけれども、モクレンは空に向かって花を咲かせてあとで葉っぱが出てきたりします。コブシはタムシバと非常によく似てますが、花が1輪で葉っぱも同時に1葉出るのがコブシのようであります。タムシバは花だけが出て、花が終わったらあとで葉っぱが出てくる。そのような違いがあるということや、但馬の界限でこれから白い花が山に咲いてきたら、ほとんどはタムシバということも教えてもらいました。知らない言葉がたくさんあるわけですが、自然の力はすごいなと改めて思ったりするわけです。

農業新聞にいろいろな、みどり公社と農業会議が合併したという記事が出ておりました。私が住んでいます宮垣区というところでは、この間も話をしたと思うのですけれども、県の事業が今年2年目でもう間もなく終わろうとしています。新聞には非常に上手に書いてありましたけれども、現場で私たち農業をやっている者からしたら、「もうちょっとしっかりやってほしかったな」というたくさんの課題等があります。今も工事をやっていて、もう一度そこをやり直してもらおうということで、やり直しの作業をしてもらっているということです。設計をされた方と、現場で作業をされる方と、実際に農業に本当に携わっている人であれば、せつかく高いお金をかけてやったにもかかわらず、そのような不備な点が出てくるということは、やはり現場の声がしっかり届いていないと感じたところでもあります。今回、そのようなことを非常に思いました。

今日はこうしてコロナ禍の中でも総会を開けたわけですが、われわれの区の方でもそうですし、いろいろなところで紙上よっての決議がなされているわけです。やはり実際にそれぞれの方が会して会議をすることが大切だと思ったりします。なかなか紙上でやるという部分では、いろいろと課題がある

など思いながら、今日もこのようなコロナ禍の中でありませけれども、紙上ではなく実際に農業委員の方々のご意見を聞いて、総会という形でさせていただこうということで開かせていただきました。新しいスタッフにも来ていただいて、ますます農業委員会としても今後の活動をしっかりやっていただけたらと思っております。今日も、先ほど局長が話をされましたが、集積計画の概要も差し替えになったのですけれども、差し替え前の文書の中には、たくさん土地を預けますということで、中間管理事業という形の受け皿もあつたりしている部分が出ていたと思います。ここ数年でこのようなものがどんどん進んでいって、農地管理を今までしておられた方が、健康上の理由でなかなか農地が管理できないような状況が養父市では進んでおります。そのような中でわれわれ農業委員としても、何とか農地が今までより減らないような形で、農地がもう荒れないような形で、より一層やっていかなくてはならないなと思うところがあります。今日はたくさん案件がありますので、皆さんからのご意見を聞かせていただいて、会がスムーズに行えますように、どうぞよろしく願いいたします。ちょっと長くなりましたけれども、挨拶とします。失礼いたしました。

事務局 : 初めに会議の成立についてご報告いたします。本日の出席は農業委員 13 名中全員の出席でございます。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立となります。なお、事前にご案内しておりますが、新型コロナウイルス感染症を考慮しまして、農地利用最適化推進委員につきましては、今回は欠席していただいているという状況でございます。このあとの総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長に以降、よろしく願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、4 番の寺尾農業委員と 5 番の大谷農業委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第 59 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : では、差し替え後の資料をご覧ください。議案第 59 号「農用地利用集積計画の概要」です。公告は令和 3 年 5 月 6 日を予定しております。1. 利用権の設定に係る面積、筆数および個数については、田が 39,593 m²、39 筆、畑が 689 m²、2 筆、合計 40,282 m²、41 筆。利用権の設定を受ける個数は 12 戸。利用権を設定する個数は 27 戸となっております。2. 設定する利用権の概要について。利用権の種類については、使用貸借権および賃借権です。利用権の内容は使用貸借権が 22 筆、16,726 m²、うち新規が 14 筆、12,515 m²、再設定が 8 筆、4,211 m²です。解除条件付使用貸借が 14 筆、16,927 m²です。賃貸

借権については4筆、3,696㎡。全て新規の設定となっております。解除条件付賃貸借権については1筆、2,933㎡ありました。利用権の始期は公告後を予定しております。契約年数別の内容につきましては、1年契約が7筆、9,736㎡。2年契約が2筆、1,759㎡。3年契約が8筆、5,217㎡。5年契約が19筆、18,583㎡。10年契約が5筆、4,987㎡となっております。詳細につきましては次ページ以降に記載しております。このうち17番から28番が一般法人による解除条件付使用貸借権および賃借権となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(奥藤委員挙手)

奥藤委員： 質疑と言っていいのか、解らないのだけれど。議案の古いものは何ページまで省いたらいい？

事務局： 利用権の設定の概要ページが差し替え資料となります。

奥藤委員： 分かりました。

議長： 他に質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第59号を採決いたします。本案は原案どおり決することにより賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第60号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第60号「非農地証明交付申請の承認について」です。1番、浅野の土地2筆で合計面積が951㎡です。所有者は神戸市東灘区の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は簡易物置、露天駐車場、露天資材置き場としていました。長年、建物があつた土地であり、農地に復旧することが困難のため、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、この資料

のページ32から39ページとなっております。

2番です。小城の土地1筆、面積は13㎡です。所有者は大阪市住之江区の方、非農地の事由としましては、申請の土地は昭和22年ごろから住居が建っている土地で、申請者は平成22年に相続をしました。長年、宅地として使用していた土地であり、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは40ページから45ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の浅野の件について担当農業委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。現状を見ましたら、最初に借りておられた方が土建業で埋め立てをしています。そのあとを今度買われる方が使われています。現状としましては、非常に畑と言いながら雑種地に近いような状態でございます。水路も関係ないです。非農地の証明に対しては問題ないと思いますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

議 長： 現地調査委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。今、奥藤委員から説明があった内容が、そのままの話になります。39ページの顛末書に書いてあるのですが、現在の土地は有害鳥獣駆除活動の拠点として使われているということで、有害鳥獣は大変問題になっているところでありまして、農業に対して寄与するものであると思うので、証明してもいいものではないかと思えます。審議の方をよろしくお願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第60号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、2番の小城の件について担当農業委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。43ページをご覧ください。43ページ、44ページの写真になりますが、畑があったところは赤い線で囲まれた本当にごくわずかの狭い範囲です。45ページの顛末書に書いてありますように、昭和22年で月日は不詳ですが、畑から宅地に地目変更になっています。多分、見た感じでは、この時に家庭菜園として残されたというよりも、登記漏れというような悪意のないことではないかと思えます。申請者本人さんも生まれる前、申請者本人さんは31年生まれですので、それよりも約10年前になってしまいます。本当に昔に変わってしまっていたということで、それも仕方ないのかなと思えます。審議の方をよろしくお願いします。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 12番、西谷です。今、担当委員の圓山委員から説明がありましたように、昭和22年のことですので、概要と申しますか、その時のいきさつはよく分かりませんが、現況から見まして、先ほど圓山委員が言われたように登記漏れと申しますか、その部分だけ登記ができていなかったのではないかと推察できる場所があります。ということで、やむを得ないかなと思っております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第60号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 46ページをご覧ください。議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号1番、養父市八鹿町上小田の土地2筆、合計面積は872㎡です。譲渡人は養父市八鹿町上小田の方。譲受人は朝来市和田山町の方です。自身が経営している建設会社の事務所に隣接して

いる申請地内に、露天駐車場および露天資材置場を建設することが転用の目的で、取得する権利は所有権です。関連ページは47ページから51ページです。

申請番号2番、養父市大屋町中の土地1筆。面積は292㎡です。譲渡人は養父市大屋町中の方。譲受人は養父市大屋町門野の方です。申請地に一般住宅およびカーポートを建設することが転用の目的で、取得する権利は所有権です。関連ページは52ページから57ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。次に1番の八鹿町上小田の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い土地であるため、農地区分は第2種農地に該当します。一般基準については資力、信用を残高証明や同意書にて確認し、周辺農地の営農にも影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明は終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員：5番、大谷です。47ページになります。写真ですが、上に上小田橋があります。これを通して上流、左側へ行くと右岸道路ということになっています。坂本交差点から出石側に行くのが市道坂本線です。その途中にゴルフ場にかかる道がございまして、そこを上がると会社の建物がありまして、ここの方からの申請になります。次のページですが、下の方から左回りで右岸道路を上小田橋に行きます。申請地は2筆、色を塗っていますが、高さがあります。もう少し上の方ですね、北の方に行ってもらってゴルフ場にかかっていく道を通っていくということになります。次のページが字限図です。2筆の申請になっておりますが、現状は畔がまだ数ありますが筆数は2筆です。ここは大字上小田になりますが、申請人所有地と書いてありますところに里道があるのですけれども、この辺は坂本の大字坂本になる境のところになると思います。次に50ページですけれども、計画図を入れております。私は以前、担当推進委員とこの辺を回りまして、ほとんど非農用地にしたらいい土地なのかなど思ったりしておりますが、まだ現地を見ますと、少し手入れをすれば農地に復旧できるということで、非農用地の判定を私は当時にはしませんでした。5条の申請をするようにという指導をしてまいりまして、この図に描いてありますように、この方は主に家屋の解体などをされておりました、1度現場から持って帰って、ここで仕分けして、またそれぞれ持っていきそれを処理するのだと思うの

ですけれども、そのような材料置場等が必要ということで申請が上がっております。その次の51ページには横断図を入れております。あまり大きく土地を造成するわけではないのですけれども、勝手にいいように、少しだけ広げて資材置場等に利用したいということでございます。地元の区長、水利関係と、全て同意を得ておりますし、隣接地区の坂本区の印は要らないのですけれども、私は坂本区の者ですので問題ないだろうということで、行政間の問題はないと思っております。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。朝、現地を見させてもらいましたが、相当荒れた土地だと思いましたが、農地として使うには問題があると思います。新たな土地の利用を考えて、今回の処置を取られることは大変いいことだと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第61号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、2番の大屋町中の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連坦する地域に近接し、農地の集団規模が10ha未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用について残高証明等にて確認し、計画日程および内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明ですが、私が担当委員ですので説明をいたします。

谷垣委員： それでは、52 ページ、53 ページをご覧ください。位置図になっておりますけれども、53 ページのところでは右下向きに行きますと大屋の方、左上の方に行きますと広谷という形で、ちょうど大屋川の近くの緑色で囲ってある部分でございます。次に54 ページを見ていただきますと、字限図になっておりますが、申請地は633の2であります。周りに632の1、634の1という筆が3筆に分かれておりますけれども、現状につきましては、ここは1筆というよりも1枚になっております。3、4年ぐらい前までは耕作をされてはいたけれども、今は自己管理をされている土地ということになります。633の2という土地は、以前にこの633の2の周りに水と書いた水路があるわけですが、水路寄りのところに狭い部分ですが、ちょうどかさ上げをしてコンクリート打ちをされている部分が現状として残っております。聞いてみますと、以前ここに建物が建っていて宅地であった。633の2が宅地であって、そのあと農地に変えるということで、倉庫も全部壊して、その際に農地にということで地目変更をされているという土地であります。今回、持ち主の方が中の方ですけれども、同じ町内の方に土地を譲って、そこに家を建てられる。船谷の業者が建てるということで、55、56、57に図面がございます。この土地の周りには、申しあげました水路等があるわけですが、水利権者の了解も得られておりますし、申請地をかさ上げして宅地とするわけですが、水利としては問題ないということで、中区の区長の印鑑、それから農会長の印鑑もきちんともらっておりますので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長： それでは、続いて現地調査委員の説明を求めます。10番、北本農業委員。

北本委員： 10番、北本でございます。先ほど説明がありましたとおりでございますが、これに関しましては田んぼというか、今、現地担当委員さんが言われましたように、1枚の田んぼに見えるというような状況でございましたけれども、現地で本人に「ここからここまでだ」と一応手差しで表示をさせていただいておりますし、水路など、地域に関しては一切何も問題がないと思っておりますので、現地調査において大丈夫だと思っております。よろしくお願いいたします。

谷垣委員： 先ほどちょっと言い忘れましたが、この申請地になっているかさ上げをされたあと、632の1と634の1につきましては、近所の方が耕作をする、水稻の作付けをするという、今日、現地での話も聞きましたので、周りについては今後は農地の水田として活用されるということになっております。

議長： それでは、説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第 61 号の 2 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 62 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書き、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 58 ページをご覧ください。議案第 62 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書き、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について」です。届出番号 1 番、養父市長野の土地 1 筆。面積は 152 m²のうち 35 m²です。届出者は養父市長野の方で、居宅に隣接している所有地に農業用倉庫を建設することが届出の目的です。関連ページは 59 ページから 63 ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。1 番の長野の件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の申請者にあたるとして、3 番、藤原義幸農業委員には審議開始から終了まで退席していただきます。暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

(藤原義幸委員退室)

議 長： 再開します。それでは、1 番の長野の件について担当農業委員の説明を求めます。10 番、北本農業委員。

北本委員： 10 番、北本でございます。午前中に現地確認をしてまいりました。ページにおきましては 59 から 63 ページでございます。この地区は、県道養父朝来線を朝来の方に上がりまして長野地区というところでございます。齋神社から南にちょっと上がりまして、一番集落の上の方ということでございます。この地域におきましては申請者の自宅の前でございますが、畑がございますが、そこに農業用倉庫を建設とのことでございました。周辺は申請者の土地がほとんどで

ございまして、特に問題がないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

北本委員： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。朝、現地を見させてもらいましたけれども、農業をやられ
る上においては、いろいろな機器、機械等も必要になり、置いておくところも
必要だと思いますので、今回このような計画を立てられたことは大変良いこと
だと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第62号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。審議が終わりました
ので、3番の藤原義幸委員に入室していただきます。暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

(藤原義幸委員入室)

議 長： 再開します。続きまして、議案第63号「空き家に付属した農地に限定した別
段面積の区域設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 資料64ページです。議案第63号「空き家に付属した農地に限定した別段面
積の区域設定について」です。農地の取得できる下限面積を10aから引き下げ
るものです。1番、設定する区域が大屋町山路の土地1筆になっております。
先ほど、追加資料を配りました。空き家に付随する農地の現地確認書をご覧く
ださい。所有者は養父市大屋町大屋市場の方です。地目が田で面積が261㎡で
す。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の大屋町山路の件について担当農
業委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。ページ数ですけれども、64ページから見ていただいて、場所といたしましては、対象農地が、66ページと67ページの方で見ていただきますと、右の上の方のグラウンドが見えると思いますが、これが大屋小学校でございます。下の方に車がたくさん止まっておりますけれども、これがナカバヤシの駐車場でございます。場所的にはそのような場所であります。68ページを見ていただきますと、農地ですけれども、写真のとおりのような形で耕作をしていただいております。69ページは空き家の方ですが、特に新しい家というわけではございませんけれども、使用可能な家だと思っております。以上、確認させていただきまして、問題ないと思っておりますので、ご審議の方をよろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第63号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地の現況転換について」。事務局より説明を求めます。

事務局： 70ページをご覧ください。報告①「農地の現況転換について」です。届出番号1番、養父市小城の土地1筆、面積は549㎡です。届出者は養父市小城の方で、田を畑として利用しやすくするため、約135cm、うち表土25cmをかさ上げすることが目的です。関連ページは71ページから74ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 13番、圓山です。よろしく申し上げます。72ページをご覧ください。対象農地は但馬楽座、古城旅館から小城の方に少し入ったところにあります。緑で記されている田んぼです。この図で言うと上の方と言っていいのですか、黒い屋根の家が見えると思っておりますけれども、このお宅が申請者の方のお宅になります。

田を畑として利用しやすくするためにかさ上げをしたいということで、家庭菜園として管理していきたいと言われております。近隣の区長さん、農会長さん、水利組合長さんの同意も得られておりますし、73ページを見ていただきますと、隣は田ですが現況畑で、耕作されているのですが、その方の同意も得られているということですので、しっかり管理されるのではないかと思います。審議の方をよろしくお願いします。

議長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 12番、西谷英樹です。先ほど担当委員の方からありましたように、かさ上げをしてより耕作をしやすくするという観点から、といたしますのは、このままでも畑作はできるのではないかと思います。より利用しやすくという意味で申請されているのだと思います。特に問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： 報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」です。1番、八鹿町八木の土地1筆、817㎡です。譲受人は八鹿町八木の方で、譲渡人が神戸市垂水区の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月8日、許可日が3月17日となっています。2番、八鹿町八木の土地1筆で647㎡です。譲受人が八鹿町八木の方で、譲渡人が神戸市垂水区の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月8日で許可日が3月17日となっています。3番、上野の土地1筆で429㎡です。譲受人が養父市上野の方で、譲渡人が加古川市尾上町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。備考といたしまして、こちらは空き家に付随する農地となっております。4番です。大屋町宮垣の土地で1筆です。1,383㎡です。譲受人が大屋町宮垣の方で、譲渡人が京都府相楽郡精華町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が3月22日で、許可日が3月31日です。ここまでが令和2年度の分になります。

次ページ、76ページをご覧ください。5番です。小城の土地1筆で549㎡で

す。譲受人が養父市小城の方で、譲渡人が大阪市住之江区の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月1日、許可日が4月9日です。6番です。八鹿町小佐の土地2筆、合計313㎡です。譲受人が八鹿町小佐の方で、譲渡人が三谷の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月6日、許可日が4月15日となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③「農地の使用貸借の解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 77ページをご覧ください。報告③「農地の使用貸借の解約通知について」です。番号1番、八鹿町八木の土地1筆、面積は817㎡。賃貸人は神戸市垂水区の方、賃借人は養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和3年2月28日、土地の引き渡しは同日です。解約条件なしの合意解約で、解約後は賃借人へ贈与を行います。番号2番、吉井の土地2筆、合計面積は2,499㎡です。賃貸人は養父市吉井の方、賃借人は養父市関宮の方です。合意解約年月日は令和3年2月28日、土地の引き渡しも同日となっております。解約条件なしの合意解約で、解約後は耕作者が変更されております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明を求めます。

事務局： 78ページをご覧ください。報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。1番、申請場所は大坪の土地で12筆ありました。面積が5,595㎡です。申請人は朝来市和田山町の方です。取得した日が令和元年10月22日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。79ページをご覧ください。2番です。八鹿町舞狂の土地で14筆あ

ります。面積が3,408㎡です。申請人が朝来市和田山町の方で、取得した日が平成29年1月8日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方です。3番です。八鹿町上小田の土地で1筆、512㎡です。申請人は八鹿町上小田の方です。取得した日が令和3年3月31日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方です。以上で報告を終わります。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
以上で第19回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣重俊

署名委員 大谷忠雄

署名委員 寺尾稔